

(写)

長門市告示第 138 号

令和 7 年 9 月長門市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 8 月 26 日

長門市長 江 原 達 也

1 日時 令和 7 年 9 月 5 日 午前 9 時 30 分

2 場所 長門市議会議事堂

3 付議事件

議案

第 1 号 令和 7 年度長門市一般会計補正予算（第 4 号）

第 2 号 令和 7 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 3 号 令和 7 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 4 号 令和 7 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

第 5 号 令和 7 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 6 号 令和 7 年度長門市水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 7 号 令和 7 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 8 号 令和 6 年度長門市水道事業剰余金の処分について

第 9 号 令和 6 年度長門市水道事業会計決算の認定について

第 10 号 令和 6 年度長門市下水道事業会計決算の認定について

第 11 号 長門市情報通信関連企業等集積拠点施設条例

第 12 号 長門市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

第 13 号 長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び長門市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第 14 号 長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 15 号 長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 16 号 長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 17 号 長門市総合文化財センター条例の一部を改正する条例

第 18 号 市の区域内の字の区域の変更について

第 19 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報告

第 1 号 権利の放棄について

令和 7 年 9 月

長門市議会定例会

議 案

目 次

議案

- 第 1 号 令和 7 年度長門市一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 2 号 令和 7 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 号 令和 7 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 号 令和 7 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 5 号 令和 7 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 号 令和 7 年度長門市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 号 令和 7 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 号 令和 6 年度長門市水道事業剰余金の処分について
- 第 9 号 令和 6 年度長門市水道事業会計決算の認定について
- 第 10 号 令和 6 年度長門市下水道事業会計決算の認定について
- 第 11 号 長門市情報通信関連企業等集積拠点施設条例
- 第 12 号 長門市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第 13 号 長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び長門市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 14 号 長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 15 号 長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 16 号 長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 17 号 長門市総合文化財センター条例の一部を改正する条例
- 第 18 号 市の区域内の字の区域の変更について
- 第 19 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報告

- 第 1 号 権利の放棄について

議案第 8 号

令和 6 年度長門市水道事業剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 6 年度長門市水道事業剰余金を別紙のとおり処分することについて、市議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長門市長 江 原 達 也

令和 6 年度長門市水道事業剰余金処分計算書

(単位 : 円)

	資 本 金	資本剰余金	未処分利益 剰余金	その他未処分利 益剰余金変動額
当年度末残高	2,393,639,383	24,899,487	84,030,054	41,377,556
議会の議決による処分額	41,377,556	0	△ 84,030,054	△ 41,377,556
組入資本金の増加	41,377,556	0	0	△ 41,377,556
減債積立金の積立	0	0	△ 84,030,054	0
条例による処分額	0	0	0	0
処分後残高	2,435,016,939	24,899,487	(繰越利益剰余金) 0	0

議案第9号

令和6年度長門市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度長門市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

長門市長 江原達也

議案第 10 号

令和 6 年度長門市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度長門市下水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第 11 号

長門市情報通信関連企業等集積拠点施設条例

令和 7 年 9 月 5 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市情報通信関連企業等集積拠点施設条例

(目的及び設置)

第 1 条 情報通信関連企業等を誘致し集積させ、誘致企業間及び市内企業等との連携促進による労働生産性の向上、及び新たな雇用の創出による若者の定着へとつなげ、市内全産業が発展していく好循環を構築し、地域産業の振興に資するため、長門市情報通信関連企業等集積拠点施設を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
長門市情報通信関連企業等集積拠点施設	長門市三隅中 301 番地 1

(施設の構成)

第 3 条 長門市情報通信関連企業等集積拠点施設（以下「拠点施設」という。）を構成する施設は、次の各号のとおりとする。

- (1) コワーキングスペース
- (2) イベントスペース
- (3) ミーティングルーム
- (4) 廉房・カフェスペース
- (5) A 棟オフィス
- (6) B 棟オフィス
- (7) 事務室
- (8) その他附帯施設

(事業)

第 4 条 拠点施設は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 企業の誘致及び集積に関すること。
- (2) 誘致企業間及び市内企業等との連携促進による労働生産性の向上に関すること。

(3) 人材育成及び交流促進に関すること。

(4) その他拠点施設の設置の目的を達成するために必要なこと。

(供用日及び供用時間)

第5条 拠点施設の供用日及び供用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、供用日を変更し、若しくは供用時間を変更することができる。

(使用の許可)

第6条 次の各号に掲げる施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) コワーキングスペース

(2) イベントスペース

(3) ミーティングルーム

(4) 廉房・カフェスペース

(5) A棟オフィス

(6) B棟オフィス

2 市長は、施設の管理上必要な範囲で、前項の許可に条件を付すことができる。

(使用料)

第7条 使用者は、別表第2に掲げる基準額に相当する額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

3 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

4 既に納付された使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、返還することができる。

(許可の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 建物又は附属設備器具を滅失し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、第6条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用を拒むことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第6条第2項の許可に付した条件に違反したとき。

(3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるととき。

(4) その他公益上必要が生じたとき。

(特別な設備等の制限)

第10条 市長は、管理上必要と認めるときは、使用者に必要な設備をさせることができる。

2 使用者は、特別な設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

3 前2項に要する費用は、使用者の負担とする。

(使用者の善管注意義務等)

第11条 使用者は、施設又は附帯する設備機器の使用に当たっては、この条例及びこの条例に基づく規則を守り、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 施設の保全、設備の点検調整、衛生、防犯、救護その他施設の管理上必要のあるときは、市長があらかじめ使用者に通知した上で使用者が使用する場所に立ち入り、適切な措置を講ずることができる。ただし、非常の際は、使用者に通知することなく前項の措置を講ずることができる。この場合、市長は、事後速やかにその事実を使用者に報告するものとする。

(目的外使用の禁止)

第12条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡してはならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、その使用が終わったとき又は使用を停止したときは、直ちに原状に復さなければならない。

(免責事項)

第14条 天災その他市の責任とすることのできない理由で使用者が受けた損害及び盗難については、市長は、その責任を負わない。

2 使用者が他の使用者との関係において被った損害に対しては、事態のいかんにかかわらず、市長はその責任を負わないものとする。

(損害の賠償)

第15条 使用者は、施設若しくは附属設備器具を滅失し、又は損傷したときは、市長の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 拠点施設の管理に関する業務のうち、次の各号に掲げる業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- (1) 第4条に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 拠点施設の使用の許可に関すること。
- (3) 拠点施設及び附属設備器具の維持管理に関すること。

2 前項の規定により拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、拠点施設の管理に関する業務を行う場合における第5条及び第6条並びに第8条から第11条までの規定の適用について、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続等)

第17条 前条第1項の規定による指定管理者の指定の手続等については、長門市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年長門市条例第238号）に定めるところによる。

(利用料金)

第18条 指定管理者による管理にあっては第7条の規定にかかわらず、拠点施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として收受させるものとする。

2 利用料金は、別表第2に掲げる基準額に10分の15を乗じて得た額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

(利用料金の減免)

第19条 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、市長の承認を得て利用料金を減額し、又は免除することができる。

(市長による管理の業務の実施)

第20条 市長は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて拠点施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により拠点施設の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第16条第1項の規定にかかわらず、拠点施設の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として收受させることが適当でないと認めるときは、市は、第7条の規定により、使用者から使用料を徴収する。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第6条から第10条までの規定による使用の許可に関する手続き等については、この条例の施行前において行うことができる。

(長門市暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例の一部改正)

3 長門市暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例（平成26年長門市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中第56号を第57号とし、第55号の次に次の1号を加える。

(56) 長門市情報通信関連企業等集積拠点施設条例（令和●年長門市条例第●号）に規定する施設

(長門市しごとセンター条例の一部改正)

4 長門市しごとセンター条例（平成30年長門市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
-----	----

<p>本則</p> <p>(使用料) 第 10 条 センターの使用料は、別表第 2 に掲げる基準額のとおりとし、市が徴収するものとする。</p> <p>(利用料金) 第 17 条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表第 2 に掲げる基準額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p>	<p>本則</p> <p>(使用料) 第 10 条 センターの使用料は、別表第 2 のとおりとし、市が徴収するものとする。</p> <p>(利用料金) 第 17 条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表第 2 に掲げる使用料の額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第 2 中「使用料」を「基準額」に改める。

別表第 1 (第 5 条関係)

施設	供用日	供用時間
コワーキングスペース	土曜日、日曜日、休日及び 12月 29 日から 1 月 3 日ま での期間を除く日	午前 9 時から午後 5 時まで
イベントスペース		
ミーティングルーム		
厨房・カフェスペース		
A 棟オフィス B 棟オフィス	1 月 1 日から 12 月 31 日ま で	24 時間

備考
「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定す
る休日をいう。

別表第 2 (第 7 条関係)

施設	使用区分	基準額	冷暖房基準額
コワーキングスペース	月会員	4,000 円/月	
	一時利用	300 円/時間	
イベントスペース		500 円/時間	
ミーティングルーム 1		500 円/時間	100 円/時間
ミーティングルーム 2		500 円/時間	100 円/時間
ミーティングルーム 3		500 円/時間	100 円/時間
厨房・カフェスペース		50,000 円/月	
A 棟オフィス		1 m ² あたり 4,000 円/月	

B 棟オフィス		1 m ² あたり 4,500 円/月	
備考			
<p>1 月会員は、コワーキングスペースの使用の許可を得た日（以下「起算日」という。）から翌月における起算日に応答する日の前日までの間、回数を問わず当該施設を使用することができる。ただし、当該施設の収容人数を超える場合は、使用することができない。</p> <p>2 使用時間が1時間に満たないとき又は1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。</p> <p>3 A棟オフィス、B棟オフィス及びA棟厨房の使用期間に1月に満たない端数期間があるときは、日割計算により算定する。</p> <p>4 A棟オフィス又はB棟オフィスの算定において、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>5 A棟オフィス、B棟オフィス及び厨房で使用する電気は、その実費に相当する額を徴収する。</p>			

議案第 12 号

長門市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例

令和 7 年 9 月 5 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する

条例の一部を改正する条例

長門市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例
(平成 17 年長門市条例第 25 号) の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第 8 条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>586 円 88 銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 14 万 8,000 円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p>	<p>本則</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第 8 条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541 円 31 銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 14 万 8,000 円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p>

(選挙運動用ビラの作成における公費の支払)

第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成金額が8円38銭を超える場合には、8円38銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成における公費の支払)

第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成金額が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 13 号

長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び長門市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 9 月 5 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び長門市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年長門市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則 (介護休暇)</p> <p>第 15 条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第 17 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超える、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略) (削る)</p>	<p>本則 (介護休暇)</p> <p>第 15 条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第 15 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超える、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略) <u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u> <u>第 15 条の 3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たとき</u></p>

は、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようとするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（新設）

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、長門市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第41号）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 長門市職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意

(新設)

<p><u>向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度(4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u></p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p><u>第 17 条の 4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</p> <p>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</p> <p>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</p>	<p>(新設)</p>
---	-------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 2 条 長門市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年長門市条例第 41 号）

の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。)第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条第 3 項並びに第 19 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第 19 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。)第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条第 3 項並びに第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第 19 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。次条において同じ。）

（第1号部分休業の承認）

第20条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成17年長門市規則第43号）別表2の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をす

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成17年長門市規則第43号）別表2の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をする

るための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。

(第 2 号部分休業の承認)

第 20 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項

第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業(以下「第 2 号部分休業」という。)の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

(1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間)

第 20 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第 20 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

(育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情)

第 20 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院した

ための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

こと、配偶者と別居したことその他
の同条第 2 項の規定による申出時に
予測することができなかつた事実が
生じたことにより同条第 3 項の規定
による変更(以下「第 3 項変更」とい
う。)をしなければ同項の職員の小學
校就学の始期に達するまでの子の養
育に著しい支障が生じると任命権者
が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第 21 条 職員が育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第 12 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 20 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第 22 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第 21 条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第 12 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 20 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第 22 条 第 14 条の規定は、部分休業について準用する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 17 条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

3 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第 20 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 14 号

長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 7 年 9 月 5 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年長門市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>第 2 章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第 2 節 運営に関する基準</p> <p>(掲示)</p> <p>第 23 条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第 25 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第 3 章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p>	<p>本則</p> <p>第 2 章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第 2 節 運営に関する基準</p> <p>(掲示)</p> <p>第 23 条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第 25 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第 3 章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p>

第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同省令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 (略)

第2節 運営に関する基準

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間地等その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業

第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同省令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。）にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 (略)

第2節 運営に関する基準

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間地等その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業

者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者は、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に

者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

(新設)

(新設)

掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。
- ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者は、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととことができる。

(1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

<p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> (略)</p> <p><u>11</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第25条の改正規定は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 15 号

長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 7 年 9 月 5 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例

長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年長門市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>第 1 章 総則 (保育所等との連携)</p> <p>第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 14 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 16 条並びに第 17 条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 3 条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著</p>	<p>本則</p> <p>第 1 章 総則 (保育所等との連携)</p> <p>第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 14 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 16 条並びに第 17 条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 3 条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著</p>

しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(新設)

	<p><u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（第 5 項において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）であって、第 1 項第 1 号に掲げる事項に係る連携協力をを行うものをいう。</u></p> <p><u>4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第 1 項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u></p> <p>ア <u>家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>イ <u>代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>(2) <u>市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u></p> <p><u>5 前項各号の代替保育連携協力者は、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業 A 型事業者等</u></p>	(新設)
	<p><u>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等と次項の連携協力をを行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>(2) <u>次項の連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模</u></p>	

	<u>保育事業A型事業者等」という。)</u>
(2) (略)	(2) (略)
6 (略)	4 (略)
7 (略)	5 (略)
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(食事の提供の特例)	(食事の提供の特例)
第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。	(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。
(3)～(5) (略)	(3)～(5) (略)
2 (略)	2 (略)
附 則	附 則
(連携施設に関する経過措置)	(連携施設に関する経過措置)
第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者は除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援	第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者は除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援

その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 16 号

長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

令和 7 年 9 月 5 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26 年長門市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則 (虐待等の禁止) 第 12 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第 33 条の 10 第 1 項各号</u>に掲げる行為その他の当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>本則 (虐待等の禁止) 第 12 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第 33 条の 10 各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

長門市総合文化財センター条例の一部を改正する条例

令和 7 年 9 月 5 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市総合文化財センター条例の一部を改正する条例

長門市総合文化財センター条例（令和 4 年長門市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>(観覧料)</p> <p>第 7 条 センターに展示した資料<u>を観覧しようとする者は、別表に掲げる観覧料を納入しなければならない。</u></p> <p>(観覧料の減免)</p> <p>第 8 条 市長は、公益上又はその他特に必要があると認めるときは、観覧料を減免することができる。</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>(資料の利用)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第 12 条 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(観覧料)</p> <p>第 7 条 センターに展示した資料の観覧料は、無料とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>(資料の利用)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第 11 条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 7 条関係）

区分		観覧料(円)
個人（1人1回につき）	一般	500
	高校生以下の者	200
団体（1人1回につき）	一般	400
	高校生以下の者	150

備考

- 1 未就学児は、無料とする。
- 2 長門市民は、無料とする。

3 団体とは、20人以上のものをいう。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 18 号

市の区域内の字の区域の変更について

長門市深川湯本及び日置上の一帯地域の地籍調査の成果に係る土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定による山口県知事の認証のあった日から、長門市の区域内の字の区域を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長門市長 江 原 達 也

字区域変更調書

処分後			処分前		
大字名	字名	地番	大字名	字名	地番
深川湯本	門前	10205 番 37	深川湯本	大寧寺	10205 番 37
深川湯本	門前	10205 番 38	深川湯本	大寧寺	10205 番 38
深川湯本	門前	10205 番 39	深川湯本	大寧寺	10205 番 39
深川湯本	門前	10205 番 40	深川湯本	大寧寺	10205 番 40
深川湯本	門前	10205 番 41	深川湯本	大寧寺	10205 番 41
深川湯本	門前	10205 番 42	深川湯本	大寧寺	10205 番 42

処分前の土地に接する市有地である道路及び水路を併せて変更する。

字区域変更調書

処分後			処分前		
大字名	字名	地番	大字名	字名	地番
日置上	南堺下	6502 番 第1	日置上	堺	6502 番 第1
日置上	南堺下	6503 番	日置上	堺	6503 番
日置上	椎ノ木道祖	10001 番 1	日置上	峠	10001 番 1
日置上	南堺下	10004 番	日置上	峠	10004 番
日置上	椎ノ木道祖	10007 番 5	日置上	峠	10007 番 5
日置上	青木ヶ台	10014 番	日置上	上大久保	10014 番
日置上	青木ヶ台	10016 番 1	日置上	上大久保	10016 番 1
日置上	青木ヶ台	10016 番 2	日置上	上大久保	10016 番 2
日置上	西大久保	10017 番	日置上	下大久保	10017 番
日置上	西大久保	10018 番	日置上	下大久保	10018 番
日置上	南矢倉	10027 番 2	日置上	河原田	10027 番 2
日置上	南矢倉	10036 番	日置上	矢倉	10036 番
日置上	北矢倉	10045 番 1	日置上	矢倉	10045 番 1
日置上	南片山	10087 番 1	日置上	片山	10087 番 1
日置上	北片山	10090 番 1	日置上	片山	10090 番 1
日置上	北片山	10093 番	日置上	南髪毛無	10093 番
日置上	南髪毛無	10098 番	日置上	小堤	10098 番
日置上	南堺下	10106 番 1	日置上	堺	10106 番 1
日置上	上水ヶ頭	10120 番	日置上	中水ヶ頂	10120 番
日置上	上水ヶ頭	10122 番	日置上	中水ヶ頂	10122 番
日置上	奥社ヶ迫	10122 番 2	日置上	水ヶ頭	10122 番 2
日置上	処ヶ浴	10122 番 6	日置上	水ヶ頭	10122 番 6
日置上	処ヶ浴	10122 番 7	日置上	水ヶ頭	10122 番 7
日置上	中水ヶ頭	10122 番 8	日置上	水ヶ頭	10122 番 8
日置上	中水ヶ頭	10122 番 11	日置上	水ヶ頭	10122 番 11
日置上	上水ヶ頭	10122 番 12	日置上	水ヶ頭	10122 番 12
日置上	上水ヶ頭	10122 番 13	日置上	水ヶ頭	10122 番 13
日置上	上水ヶ頭	10122 番 14	日置上	水ヶ頭	10122 番 14
日置上	上水ヶ頭	10122 番 19	日置上	水ヶ頭	10122 番 19
日置上	中水ヶ頭	10124 番	日置上	中水ヶ頂	10124 番
日置上	下水ヶ頭	10125 番	日置上	南水ヶ頂	10125 番
日置上	水ヶ頭	10129 番	日置上	北社ヶ迫	10129 番
日置上	下社ヶ迫	10144 番	日置上	北原田	10144 番
日置上	下社ヶ迫	10145 番	日置上	北原田	10145 番
日置上	下社ヶ迫	10147 番	日置上	北原田	10147 番
日置上	下社ヶ迫	10148 番	日置上	北原田	10148 番
日置上	下社ヶ迫	10149 番	日置上	北原田	10149 番
日置上	北原田	10152 番	日置上	南原田	10152 番
日置上	北原田	10153 番	日置上	南原田	10153 番
日置上	北原田	10154 番	日置上	南原田	10154 番
日置上	北原田	10155 番	日置上	南原田	10155 番
日置上	北原田	10156 番	日置上	南原田	10156 番
日置上	北原田	10157 番	日置上	南原田	10157 番
日置上	北原田	10161 番	日置上	北荒堀	10161 番
日置上	上荒堀	10161 番 11	日置上	荒堀	10161 番 11
日置上	上荒堀	10161 番 12	日置上	荒堀	10161 番 12
日置上	上荒堀	10161 番 13	日置上	荒堀	10161 番 13
日置上	北原田	10162 番	日置上	北荒堀	10162 番
日置上	北原田	10163 番	日置上	北荒堀	10163 番
日置上	荒堀	10165 番	日置上	南荒堀	10165 番
日置上	上大道	10168 番	日置上	南荒堀	10168 番
日置上	薩摩ヶ原	10361 番 1	日置上	上城	10361 番 1
日置上	薩摩ヶ原	10361 番 2	日置上	上城	10361 番 2
日置上	薩摩ヶ原	10369 番 1	日置上	上城	10369 番 1
日置上	薩摩ヶ原	10370 番 1	日置上	上城	10370 番 1
日置上	中水ヶ頭	11798 番	日置上	水ヶ頭	11798 番
日置上	奥大道	11799 番	日置上	大道	11799 番

日置上	北江作り	12436 番 23	日置上	谷ヶ迫	12436 番 23
日置上	北江作り	12437 番	日置上	奥大道	12437 番
日置上	北江作り	12438 番	日置上	奥大道	12438 番
日置上	大道	12440 番	日置上	奥大道	12440 番
日置上	南荒堀	12441 番	日置上	下荒堀	12441 番
日置上	北原田	12442 番	日置上	下荒堀	12442 番
日置上	北原田	12443 番	日置上	下荒堀	12443 番
日置上	荒堀	12444 番	日置上	上荒堀	12444 番
日置上	下社ヶ迫	12448 番	日置上	上社ヶ迫	12448 番
日置上	南水ヶ頂	12454 番	日置上	下水ヶ頭	12454 番
日置上	中水ヶ頂	12461 番	日置上	中水ヶ頭	12461 番
日置上	上水ヶ頭	12463 番	日置上	中水ヶ頭	12463 番
日置上	北大坪	12468 番	日置上	東大坪	12468 番
日置上	北大坪	12469 番	日置上	東大坪	12469 番
日置上	下社ヶ迫	12470 番	日置上	南大坪	12470 番
日置上	下社ヶ迫	12471 番 1	日置上	南大坪	12471 番 1
日置上	南片山	12482 番	日置上	北片山	12482 番
日置上	南片山	12483 番	日置上	北片山	12483 番
日置上	南片山	12484 番	日置上	北片山	12484 番
日置上	北原田	12491 番 1	日置上	原田	12491 番 1
日置上	北原田	12491 番 2	日置上	原田	12491 番 2
日置上	北原田	12493 番	日置上	原田	12493 番
日置上	北原田	12494 番	日置上	原田	12494 番
日置上	北原田	12496 番	日置上	原田	12496 番
日置上	北原田	12497 番	日置上	原田	12497 番
日置上	北原田	12498 番	日置上	原田	12498 番
日置上	北原田	12499 番	日置上	原田	12499 番
日置上	南原田	12501 番	日置上	原田	12501 番
日置上	大道	12502 番	日置上	上大道	12502 番
日置上	大道	12503 番	日置上	上大道	12503 番
日置上	下芳ヶ迫	12575 番 77	日置上	成瓜	12575 番 77
日置上	上芳ヶ迫	12575 番 82	日置上	成瓜	12575 番 82
日置上	上芳ヶ迫	12575 番 86	日置上	成瓜	12575 番 86
日置上	上芳ヶ迫	12575 番 91	日置上	成瓜	12575 番 91
日置上	上芳ヶ迫	12575 番 92	日置上	成瓜	12575 番 92
日置上	青木ヶ台	12575 番 96	日置上	成瓜	12575 番 96
日置上	南矢倉	12575 番 97	日置上	成瓜	12575 番 97
日置上	青木ヶ台	12575 番 98	日置上	成瓜	12575 番 98
日置上	青木ヶ台	12575 番 154	日置上	成瓜	12575 番 154
日置上	小堤	12609 番	日置上	南髪毛無	12609 番
日置上	北髪毛無	12616 番 1	日置上	上髪毛無	12616 番 1
日置上	西大久保	12624 番	日置上	上大久保	12624 番
日置上	東大久保	12634 番 1	日置上	塙下	12634 番 1
日置上	椎ノ木道祖	12635 番	日置上	塙下	12635 番
日置上	北原田	12640 番	日置上	下荒堀	12640 番

処分前の土地に接する市有地である道路及び水路を併せて変更する。

議案第 19 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

1 住所 [REDACTED]

2 氏名 奥田 郁子

3 生年月日 [REDACTED]

報告第 1 号

権利の放棄について

長門市債権管理条例（平成 28 年長門市条例第 6 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、市の債権について下記のとおり債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

長門市長 江 原 達 也

(上下水道局)

記

長門市債権管理条例第 12 条第 1 項により放棄する債権一覧（令和 6 年度執行）

(単位：人、件、円)

債 権 名	計	放 棄 の 事 由	
		第 4 号	第 6 号
水道料金	徴収停止 3 年	生活困窮	
	(人数) 21	19	2
	(件数) 117	69	48
	(金額) 395,440	154,931	240,509
農業集落排水	(人数) 5	4	1
使用料	(件数) 10	9	1
	(金額) 30,040	26,438	3,602
漁業集落排水	(人数) 1	1	
使用料	(件数) 1	1	
	(金額) 2,860	2,860	

※第 1 号（時効満了）、第 2 号（破産等）、第 3 号（相続人なし）、第 5 号（強制執行済み）については該当なし